

届出住宅の不動産(建物)登記簿謄本における「所在」欄住所を記載どおりに記入してください。なお、共同住宅等の場合、マンション名・部屋番号も記入してください。文字欄が不足する場合は、枠外の空白に記入してください。

受付番号

住宅宿泊管理業の登録を受けていて、家主不在型における住宅宿泊管理業を住宅宿泊事業者が自ら行う場合は、記入してください。

住宅宿泊管理業に関する事項 (住宅宿泊管理者である場合)

年月日 H-30年08月01日

番号 F00001

登録番号は左詰めに記入してください。

する事項

号 604-8571

在 地 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町

〇〇〇番地〇ハリス御池102

動産番号

2条各号に別掲の家屋の別

現に人の生活の本拠として入居者の募集が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

宅の建て方 一戸建ての住宅 長屋 共同住宅 寄附

居室

	宿 泊 室	宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く)	合 計
1階	②20.00㎡	③40.00㎡	60.00㎡
2階	②20.00㎡	③10.00㎡	30.00㎡
合 計	40.00㎡	50.00㎡	

①38.25㎡

確認欄

① 宿泊者の占有する部分(押入や床の間等通常足を踏み入れない場所を除く。)の床面積を、内での計測した寸法により算出し、記入してください。宿泊者の使用しない場所、占有しない場所は、家主と共有するため、占有しない場所は、除きません。

③ 宿泊者の占有する部分(押入や床の間等)の面積を、居室の算定と異なり、面積を除きます。壁芯で測定した寸法により算出します。

② 宿泊者が就寝する各部屋の面積を、壁芯で計測した寸法により算出し、記入してください。ただし、押入や床の間等、通常足を踏み入れない場所は除いてください。

営業所又は事務所の名称

郵便番号

所在地

電話番号

住宅宿泊事業者が自ら管理業を行う中で、事業者住所・届出住宅とは違う場所に営業所・事務所を設置して宿泊者へ対応する場合はこちらに営業所・事務所の名称(管理事務所等)・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

郵便番号

注) ①~③の各面積算出・記載に関する共通の注意点

- 面積の算出は、各居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分それぞれに計測し、内りの壁芯ともに**小数点第2位まで必ず記入してください**。なお、**小数点第3位以下は、切り捨ててください**。
- 面積計算時において、**辺(m)の時点では小数点第3位まで記入し**、居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分、それぞれ各区分で辺×辺の面積(㎡)を算出後、**小数点第3位以下を切り捨ててください**。
(計算例. 宿泊室 5.035m×4.850m=24.41975㎡=**24.41㎡**)
※)必要書類一覧の「21 届出住宅の図面」の記入例についても御確認ください。

	面積記載場所	
	届出様式第4面	市第2号様式2枚目
1 居室	内り (収納は除く。)	
2 宿泊室の面積	壁芯 (収納は除く。)	内り (収納は除く。)
3 宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く)	壁芯 (使用する収納は含む。)	
4 上記2、3の合計	壁芯	

記入例

誓 約 書

(法人用)

届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第4条第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年 〇〇月〇〇日

商号又は名称 御池商事株式会社
代表者の氏名 代表取締役 京都 次郎

京 都 市 長 殿

(参考) 住宅宿泊事業法第4条 (一部略)

- 第1号 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者
- 第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 第3号 住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者
(命令された者が法人である場合にあっては、当該命令の日前30日以内にその法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。)
- 第4号 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 第5号 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 第6号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。) が上記各号のいずれかに該当するもの
- 第7号 法人であって、その役員のうち上記第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 第8号 暴力団員等がその事業活動を支配する者

記入例

誓 約 書

（個人用）

連名による届出の場合は、各届出者ごとに誓約書の作成が必要です。

届出者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名 京都 次郎

法 定 代 理 人

商 号 又 は 名 称

氏 名

（法人である場合においては、代表者の氏名）

京 都 市 長 殿

（参考）住宅宿泊事業法第4条（一部略）

第1号 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者

第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第3号 住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者

（命令された者が法人である場合にあつては、当該命令の日前30日以内にその法人の役員であつた者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。）

第4号 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

第5号 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第6号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）が上記各号のいずれかに該当するもの

第7号 法人であつて、その役員のうち上記第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

第8号 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第2号様式（第6条関係）

誓約書

（宛先）京都市長	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町 488番地	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都 次郎 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを管理組合に報告したこと及び住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出をする時において、当該管理組合に当該届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを誓約します。	
管理組合に報告した日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
管理組合の名称	寺町御池マンション管理組合
管理組合の連絡先	電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
報告した管理組合の理事長その他の役員	役職 理事長 氏名 御池 三郎
住宅宿泊事業を営むことに関する管理組合の決議の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有（決議内容 住宅宿泊事業は同居型に限り認める） <input type="checkbox"/> 無
管理組合の確認	管理組合に報告した日の欄、管理組合の名称の欄、管理組合の連絡先の欄、報告した管理組合の理事長その他の役員の欄及び住宅宿泊事業を営むことに関する管理組合の決議の有無の欄の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。 役職 寺町御池マンション管理組合 理事長 氏名（記名押印又は署名） 御池 三郎 理事 長印 Ⓜ

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 「管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第3条の規定により構成された団体をいいます。
- 3 管理組合が、届出住宅が存する建築物の管理を管理組合以外の者（以下「管理会社」という。）に委託しているときは、管理組合の連絡先の欄に、管理組合の連絡先に代えて、管理会社の連絡先を記載することができます。
- 4 「役員」とは、区分所有法第3条の規定により開かれた集会の決議又は同条の規定により定められた規約に基づき、管理組合において、次に掲げる職務を行う地位にある者をいいます。
 - (1) 当該管理組合が行う建物並びにその敷地及び附属施設の管理に関する業務
 - (2) 当該管理組合の業務の執行及び財産の状況の監査
- 5 誓約者は、管理組合に報告した日の欄、管理組合の名称の欄、管理組合の連絡先の欄、報告した管理組合の理事長その他の役員の欄及び住宅宿泊事業を営むことに関する管理組合の決議の有無の欄（以下「誓約者記入欄」という。）を記入した後に、管理組合の理事長その他の役員に対し、管理組合の確認の欄にその役職の記入及び記名押印又は署名を求めてください。誓約者記入欄の記載事項が事実と相違ないことを確認するために、管理組合に連絡する場合があります。

(届出住宅の図面 面積計算及び作成例) 家主が同居している場合の例

1. 居室の床面積 (内のり)

62.20m² (①+②)

(計算式)

①宿泊室1 4.540m×5.850m=26.55m² (小数点第3位以下切捨て)②宿泊室2 6.050m×5.910m=35.755m² (途中式は小数点第4位以下切捨て)(宿泊室内柱) 0.325m×0.325m=0.105m² (途中式は小数点第4位以下切捨て)35.755m²-0.105m²=35.650m²=35.65m² (小数点第3位以下切捨て)

2. 宿泊室の床面積 (内のり及び壁芯)

【内のり】 62.20m² (①+②)

(計算式)

①宿泊室1 4.540m×5.850m=26.55m² (小数点第3位以下切捨て)②宿泊室2 6.050m×5.910m=35.755m² (途中式は小数点第4位以下切捨て)(宿泊室内柱) 0.325m×0.325m=0.105m² (途中式は小数点第4位以下切捨て)35.755m²-0.105m²=35.650m²=35.65m² (小数点第3位以下切捨て)【壁芯】 69.19m² (③+④)

(計算式)

③宿泊室1 (壁芯) 4.840m×6.150m=29.76m² (小数点第3位以下切捨て)④宿泊室2 (壁芯) 6.350m×6.210m=39.43m² (小数点第3位以下切捨て)

3. 宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く) の床面積 (壁芯)

127.67m² (下記計算式の合計)

(計算式)

玄関及び廊下 1.950m×12.050m=23.49m² (小数点第3位以下切捨て)便所 2.990m×1.350m=4.03m² (小数点第3位以下切捨て)浴室 2.550m×3.470m=8.84m² (小数点第3位以下切捨て)洗面 2.290m×3.470m=7.94m² (小数点第3位以下切捨て)

リビング

(据付台所含む) 13.140m×5.350m=70.29m² (小数点第3位以下切捨て)押入収納等 (3.690m×1.350m=4.98m²) + (1.150m×1.350m=1.55m²)(4ヶ所) + (3.150m×1.290m=4.06m²) + (1.850m×1.350m=2.49m²)=13.08m² (各箇所の計算時において小数点第3位以下切捨て)

※ 宿泊室の面積は、宿泊者の定員、必要な安全措置の要否にかかわりますので、各室ごとに内のり面積及び壁芯面積を計算してください。

宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く) の面積は、複数の用途を一つにまとめて計算していただいて差支えありません。

例：押入れ・便所・浴室・洗面 (3.470m+1.350m)×4.840m=23.32m²

※ 居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分について、図面例のように色の塗分け等によって明確な区分けをし、判別しやすいようにしてください。

また、計算の基礎となる辺の寸法 (内のり及び壁芯) を図面上に記入してください。

※ 非常用照明・火災報知器・誘導灯等、住宅宿泊事業法、消防法令その他関連法令上の安全措置を講じた場合は、その位置も示してください。

※ 階段を宿泊者に使用させる場合、宿泊者の使用に供する部分に含めます (階段部分を宿泊者の占有とする場合は居室にも含めます。)。また、階段は、設置された上階側の床面積に算入します。

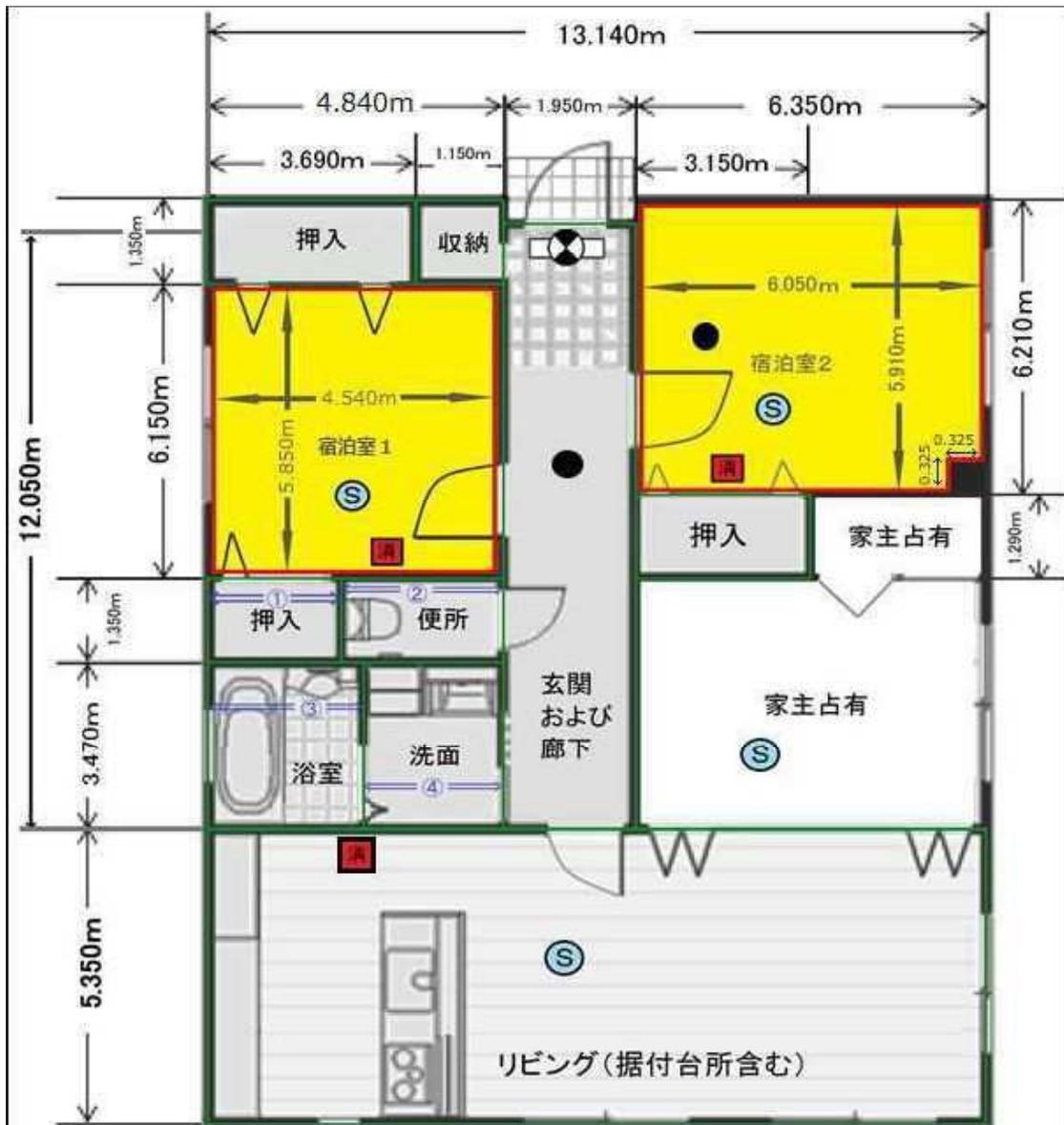
階高が大きく階段が1.5回転、2回転する場合など、水平投影した際に重なる部分の床面積は、重複して算入しません。

※ ロフトは、原則として居室とはできません。

※ 必要書類一覧の4及び19-2の記載例内の補足解説についても確認してください。

【留意事項】 本資料は、あくまでも一例であり、基本的な必要項目の確認資料です。建物の各室・設備の状況・事業の内容によって計測内容・安全措置は個別に差異が発生しますので、事前に届出窓口にて詳細を確認してください。

【図面 例】



①=1.850m ②=2.990m ③=2.550m ④=2.290m

(壁芯)

●=非常用照明 ☉=誘導灯 ⊙(S)=自動火災報知設備

■=消火器

=居室 (内のり計測)

=宿泊室 (内のり及び壁芯計測)

=宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く)
(壁芯計測)

注1) 非常用照明・火災報知器・誘導灯等の「安全措置」の導入場所については分かりやすいマークをつけるようにしてください。また、住宅宿泊事業法および消防法令その他関連法令が求める「安全措置」は、上記の例に限らず、建物の状況・事業計画等により違いがあります(本例は、1 宿泊契約・1 グループのみ宿泊させる事業計画である一戸建の届出住宅としており、複数グループを同時に宿泊させる・宿泊者が使用に供する部分の面積等により、本例で示す以外のその他安全措置が必要となる場合があります。)

注2) 居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの各1室が、正方形・長方形ではなく凹凸がある等複雑に入り組んでいる場合は、計算方法が変わりますので、窓口まで御相談ください。

(届出住宅の図面 面積計算及び作成例) 家主不在型の例)

1. 居室の床面積 (内のり)
 28.76m^2 (①+②+③)
 (計算式)
 ①玄関 $0.600\text{m} \times 0.800\text{m} = 0.48\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)
 ②宿泊室 (据付台所含む) $6.150\text{m} \times 3.950\text{m} = 24.292\text{m}^2$ (途中式は小数点第4位以下切捨て)
 (宿泊室内柱) $0.325\text{m} \times 0.325\text{m} = 0.105\text{m}^2$ (途中式は小数点第4位以下切捨て)
 $24.292\text{m}^2 - 0.105\text{m}^2 = 24.18\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)
 ③ユニットバス $2.650\text{m} \times 1.550\text{m} = 4.10\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)
2. 宿泊室の床面積 (内のり及び壁芯)
 【内のり】 22.86m^2
 (計算式)
 宿泊室 (据付台所含む) $6.150\text{m} \times 3.950\text{m} = 24.292\text{m}^2$ (途中式は小数点第4位以下切捨て)
 (据付台所) $0.780\text{m} \times 1.700\text{m} = 1.326\text{m}^2$ (途中式は小数点第4位以下切捨て)
 (宿泊室内柱) $0.325\text{m} \times 0.325\text{m} = 0.105\text{m}^2$ (途中式は小数点第4位以下切捨て)
 $24.292\text{m}^2 - 1.326\text{m}^2 - 0.105\text{m}^2 = 22.86\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)
- 【壁芯】 27.41m^2
 (計算式)
 宿泊室 (据付台所含む) $6.450\text{m} \times 4.250\text{m} = 27.41\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)
3. 宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く) の床面積 (壁芯)
 9.27m^2 (下記計算式の合計)
 (計算式)
 玄関 $0.900\text{m} \times 1.100\text{m} = 0.99\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)
 ユニットバス $2.950\text{m} \times 1.850\text{m} = 5.45\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)
 押入れ等収納 $0.900\text{m} \times 3.150\text{m} = 2.83\text{m}^2$ (小数点第3位以下切捨て)

- ※ 宿泊室の面積は、宿泊者の定員、必要な安全措置の要否に関わりますので、各室ごとに内のり面積及び壁芯面積を計算してください。
 宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く) の面積は、複数の用途を一つにまとめて計算していただく差支えありません。
 例：玄関・押入れ $4.250\text{m} \times 0.900\text{m} = 3.825\text{m}^2$
- ※ 居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分について、図面例のように色の塗分け等によって明確な区分けをし、判別しやすいようにしてください。
 また、計算の基礎となる辺の寸法 (内のり及び壁芯) を図面上に記入してください。
- ※ 非常用照明・火災報知器・誘導灯等、住宅宿泊事業法、消防法令その他関連法令上の安全措置を講じた場合は、その位置も示してください。
- ※ 階段を宿泊者に使用させる場合、居室及び宿泊者の使用に供する部分の両方に含めます。また、階段は、設置された上階側の床面積に算入します。
 階高が大きく階段が1.5回転、2回転する場合など、水平投影した際に重なる部分の床面積は、重複して算入しません。

【補則解説 図面作成上の基本】(家主居住型・不在型共通)

1. 居室の面積とは
 宿泊者の占有する部分の面積で、宿泊者の占有ではない台所、浴室、洗面、廊下のほか、押入れや床の間は、含まれません。
 面積は、内のりで計算します。
2. 宿泊室の面積とは
 宿泊者が就寝するために使用する室の面積で、宿泊室内の押入れや床の間は含まれません。宿泊室に台所等の固定された設備が含まれる場合、内のりの宿泊室の面積は、その固定された設備を除いて計算します。
 面積は、壁芯及び内のりで計算します。
3. 宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く) の面積とは
 宿泊者の占有か住宅宿泊事業者との共有かを問わず、宿泊者が使用する部分の面積であり、宿泊室の面積を除いた面積で表します (台所、浴室、洗面、玄関のほか、宿泊者の使用する押入れや床の間、廊下を含みます。)
 面積は壁芯で計算します。

【図面 例】



注1) 非常用照明・火災報知器・誘導灯等の「安全措置」の導入場所については分かりやすいマークをつけるようにしてください。また、住宅宿泊事業法および消防法令その他関連法令が求める「安全措置」は、上記の例に限らず、建物の状況・事業計画等により違いがあります(本例は、1 宿泊契約・1 グループのみ宿泊させる事業計画である共同住宅内の一住戸での届出住宅であり、複数グループを同時に宿泊させる・宿泊者が使用に供する部分の面積等により、本例で示す以外のその他安全措置が必要となる場合があります。)

注2) 居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの各1室が、正方形・長方形ではなく凹凸がある等複雑に入り組んでいる場合は、計算方法が変わりますので、窓口まで御相談ください。

見 本

必要書類一覧-20
参考例

第2号様式（第4条関係）

消防法令適合通知書

届出を行う3箇月以内に発行されたものを提出してください。

(宛先) 京 都 市 長	発 消 中 第 1 号 令 和 元 年 7 月 1 2 日
	京 都 市 中 京 消 防 署 長 

令和元年7月1日付けで交付申請のあった次に掲げる防火対象物の <input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 部分 については、消防法令に適合していると認め、通知します。	
防火対象物	名 称 消防マンション（301号室）
	所 在 地 京都市中京区寺町御池上る本能寺前町488番地
申 請 者	京都 次郎 <p>住宅宿泊事業の届出者名と一致させてください。 なお、届出者が複数の場合は、届出者全員の名前が必要です。</p>
適合調査実施日	令和元年7月5日
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 旅館業法第3条の規定による営業の許可 <input type="checkbox"/> 旅館業法施行規則第4条の規定による構造設備の変更の届出 <input type="checkbox"/> 興行場法第2条第1項の規定による営業の許可 <input type="checkbox"/> 京都市興行場法施行細則第7条の規定による構造設備の変更の届出 <input type="checkbox"/> 公衆浴場法第2条第1項の規定による経営の許可 <input type="checkbox"/> 公衆浴場法施行規則第4条の規定による構造設備の変更の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出
備 考	家主同居型で宿泊室の床面積の合計が50㎡以下 消防法令適合範囲：301号室及び当該施設からの避難経路に係る部分

備考 該当する□には、レ印がしてあります。

(第1面)

第1号様式(条例第9条第1項第1号関係)

事業計画掲示及び説明状況報告書

(宛先) 京 都 市 長	令和〇〇年〇〇月〇〇日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池通上る 上本能寺前町488番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都 次郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第8条第1項から第3項に規定する掲示、説明等を行ったので、同条例第9条第1項第1号の規定により報告します。 この報告書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	
掲示の設置日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
掲示の設置場所	届出住宅の玄関ドアに掲示

注 この報告書には、①掲示を設置した場所及びその周辺の状況を示す写真及び②掲示に記載された事項を容易に判読することができる写真を貼り付けて提出してください。(第2面の添付)

(掲示状況の報告)

写真	備考
① 掲示を設置した場所及びその周辺の状況を示す写真	

(第2面)

(掲示状況の報告)

写真	備考
<p>② 掲示に記載された事項を容易に判読することができる写真</p>	

<p>③ その他の写真 (集合住宅の場合の共通玄関等における掲示状況の 写真などを必要に応じて添付してください。)</p>	
---	--

「住所」又は「説明義務範囲を証する資料(必要書類一覧—28)」に記載した番号を記載してください。

(第3面)

必要書類一覧—23 記入例

わかる範囲で記載してください
(空き家は空き家と記載。)

		内 容	
1	(氏名) 大阪	住所等	〇〇町1-1 / ①
		説明日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇~〇〇時
		説明場所	相手方の自宅玄関
		説明方法	<input checked="" type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 資料投函 <input type="checkbox"/> その他 ()
		意見	ごみの処理方法や騒音に注意してください。
		意見への回答	わかりました。
2	(氏名) 奈良 三郎	住所等	〇〇町1-2 / ②
		説明日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇~〇〇時
		説明場所	相手方の自宅玄関
		説明方法	<input checked="" type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 資料投函 <input type="checkbox"/> その他 ()
		意見	特にありません。
		意見への回答	—
3	(氏名) 空き家	住所等	〇〇町1-3 / ③
		説明日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇~〇〇時
		説明場所	相手方のポスト
		説明方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 説明会 <input checked="" type="checkbox"/> 資料投函 <input type="checkbox"/> その他 ()
		意見	—
		意見への回答	—
4	(氏名) 株式会社 御池商店	住所等	〇〇町1-4 / ④
		説明日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇~〇〇時
		説明場所	相手方の商店
		説明方法	<input checked="" type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 資料投函 <input type="checkbox"/> その他 ()
		意見	周囲に迷惑をかけないように運営してください。
		意見への回答	わかりました。
5	(氏名) 兵庫 太郎	住所等	〇〇町1-5 / ⑤
		説明日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇~〇〇時
		説明場所	相手方の自宅玄関
		説明方法	<input checked="" type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 資料投函 <input type="checkbox"/> その他 ()
		意見	宿泊者にマナーを守るようにしっかり伝えてほしい。
		意見への回答	わかりました。特に騒音やごみ捨て、火災に気をつけるよう注意します。
6	(氏名) 御池アパート 10件	住所等	〇〇町1 / ⑥ 101~105号室 201~205号室
		説明日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇~〇〇時
		説明場所	各相手方のポスト
		説明方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 説明会 <input checked="" type="checkbox"/> 資料投函 <input type="checkbox"/> その他 ()
		意見	特になし
		意見への回答	—

近隣住民への説明義務の範囲に共同住宅がある場合、その共同住宅への説明報告は、説明方法、意見及び回答が同じであれば、記載例を参照し、説明した部屋がわかるように一つにまとめて記載しても差支えありません。

建築物
を添
分

る図書を添付してください。

3 近隣住民の氏名欄は、説明先の近隣住民の氏名が判明した場合に記載してください。

4 説明に使用した資料があれば添付してください。

説明会等状況報告

説明会	日 時	令和〇〇年〇〇月〇〇日	開催回数	1回
	場 所	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地		
	出 席 者	申請者側 1名 住民側 10名		
	開催周知方法	開催1週間前に周辺住戸(50m〇〇軒)に周知ビラを配布。		
	意 見	○騒音対策をしっかりとやってほしい。 ○火災発生時の対応はどうなっているか。 ○ごみ処理はどうするのか。町内会に加入してほしい。		
	意見への回答	○宿泊者には以下の内容を面接時にしっかりと説明する。(1. 住宅街であるため、大きな物音や話し声には注意すること。2. 火災発生時には、急ぎ119番通報すると同時に管理者にも連絡すること) ○ごみは事業系ごみとして業者に収集運搬を委託します。また、町内会には加入します。		
個別説明	1	相手方	住所 氏名	
		日 時	年 月 日 時 ~ 時	
	場 所			
	説 明 者			
	意 見			
	意見への回答			
	2	相手方	住所 氏名	
		日 時	年 月 日 時 ~ 時	
	場 所	空欄とならないよう必ず記載してください。		
	説 明 者	家主居住・不在型に関わらず、 事業主 が『事業開始にあたって新たに』行った		
意 見	取組内容です。 管理会社等が行うことではありません。			
地域住民との信頼関係の構築のために取り組んだ事項	<small>協定の締結等に努めている旨を記載してください。参加・協力を予定している地域活動の内容や地域住民との間で締結する協定の内容(もしくは協定の締結に向けて取り組んだ状況などを記載してください。)</small>			
	町内会長に事前説明のうえ、以下の内容について協議し、取り組んでいくことをお約束しました。 ・町内会等に参加し、自治会の行事等には積極的に参加すること。 ・宿泊者に対しては、深夜に騒がないこと、路上喫煙の禁止、ごみのポイ捨てや家庭用ごみ置き場の利用を禁止する等を厳格に注意・促進すること。 なお、上記の内容については、自治会等と地域の協定書を締結しました(する予定です)。等々 ※地域住民との信頼関係の構築方法は、上記例に限りません。地域ごとに環境・事情が異なり、独自取り組みが必要となる・求められることも考えられます。そのため、本事業に取り組まれる前(事前掲示を開始される前)に、地域の自治会等へ事業主として通知・協議される等、地域との信頼関係構築に早期から取り組まれることをお勧めします。			

説明会を開催した場合のみ記載してください。

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 説明に使用した資料があれば添付してください(第3面の添付資料と同じであれば添付する必要ありません。)

近隣住民への説明内容

- 近隣住民への説明に際し、説明資料を用いたため該当なし。(説明資料を添付)

近隣住民への説明に際し、説明資料を用いなかったため、その説明した項目について以下の通り報告します。

近隣住民に対して説明した項目

<input checked="" type="checkbox"/> 届出予定の住宅の所在地(共同住宅の場合は号室まで)
<input checked="" type="checkbox"/> 届出予定者(住宅宿泊事業者)の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)
<input checked="" type="checkbox"/> 届出予定者(住宅宿泊事業者)の連絡先(電話番号)
<input checked="" type="checkbox"/> 事業開始予定日
<input checked="" type="checkbox"/> 届出住宅の宿泊者の定員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出住宅の管理を行う者の別(どれか1つにチェック) <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者(届出住宅に居住するものに限る。) <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業者(届出住宅に居住するものを除く。) <input type="checkbox"/> 住宅宿泊管理者
<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊者の本人確認及び人数確認の方法(対面による方法など)
<input checked="" type="checkbox"/> 鍵の受け渡し方法(対面による方法など)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 迷惑防止のために宿泊者に対して行われる説明の具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 騒音の防止に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> ごみの処理に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 火災の防止に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急時の対応方法
<input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物を適正に保管するための方法
<input checked="" type="checkbox"/> 近隣住民等の生活環境に配慮した廃棄物の収集又は搬出に関する計画
【以下は住宅宿泊管理者に委託する場合、または自らが住宅宿泊管理者である場合のみチェックしてください。】
<input type="checkbox"/> 住宅宿泊管理者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)及び登録番号
<input type="checkbox"/> 現地対応管理者の氏名(法人にあつては名称及び代表者名)
<input type="checkbox"/> 現地対応管理者待機場所の所在地
<input type="checkbox"/> 現地対応管理者待機場所から届出住宅への移動に要する時間及び移動のための交通手段

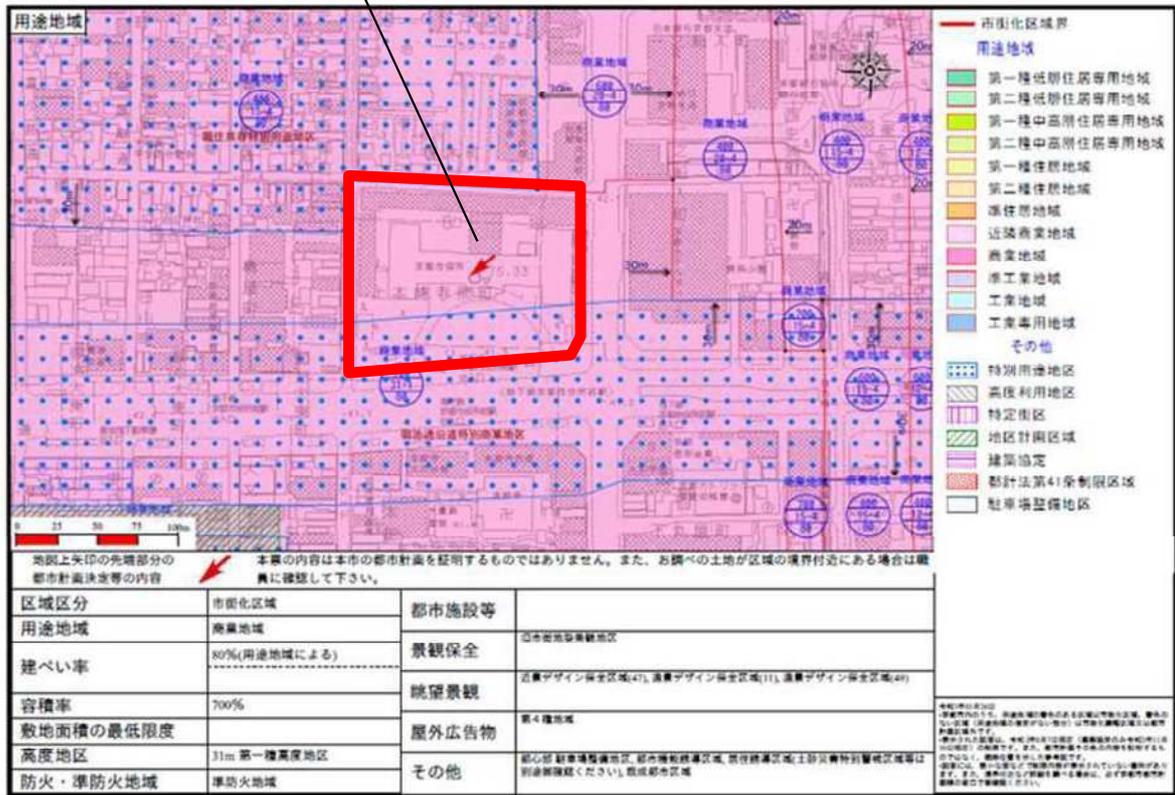
1 該当する□には、レ印を記入してください。

(届出住宅の存する場所の用途地域を確認できる書類)

届出住宅の周辺図

届出住宅の敷地

敷地は囲い込み、敷地であることを示します。



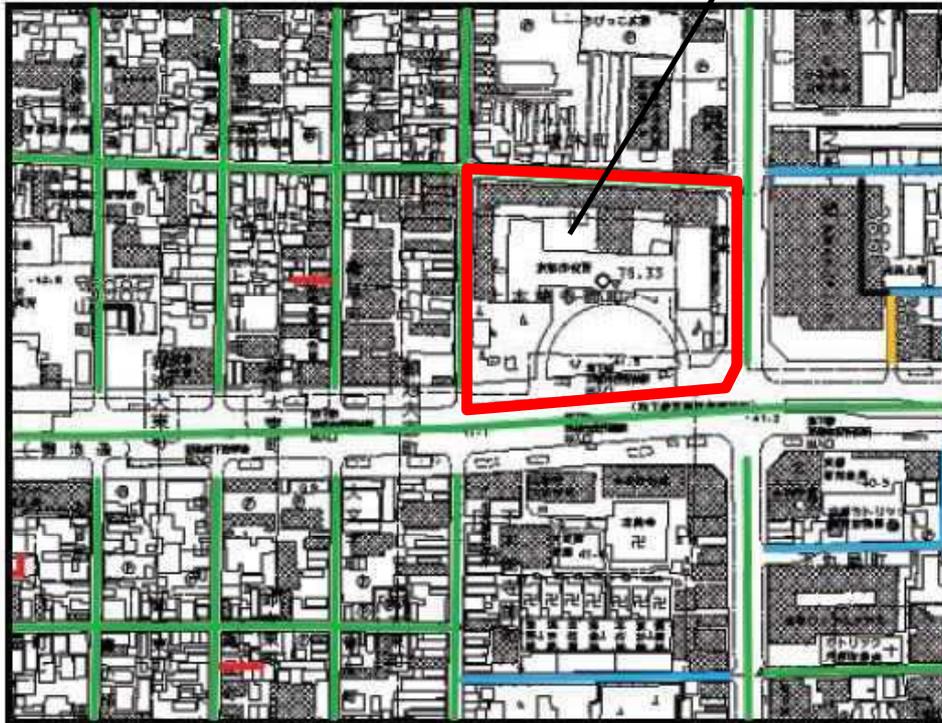
(指定道路を確認できる書類)

道路の種別が色で表示されます。

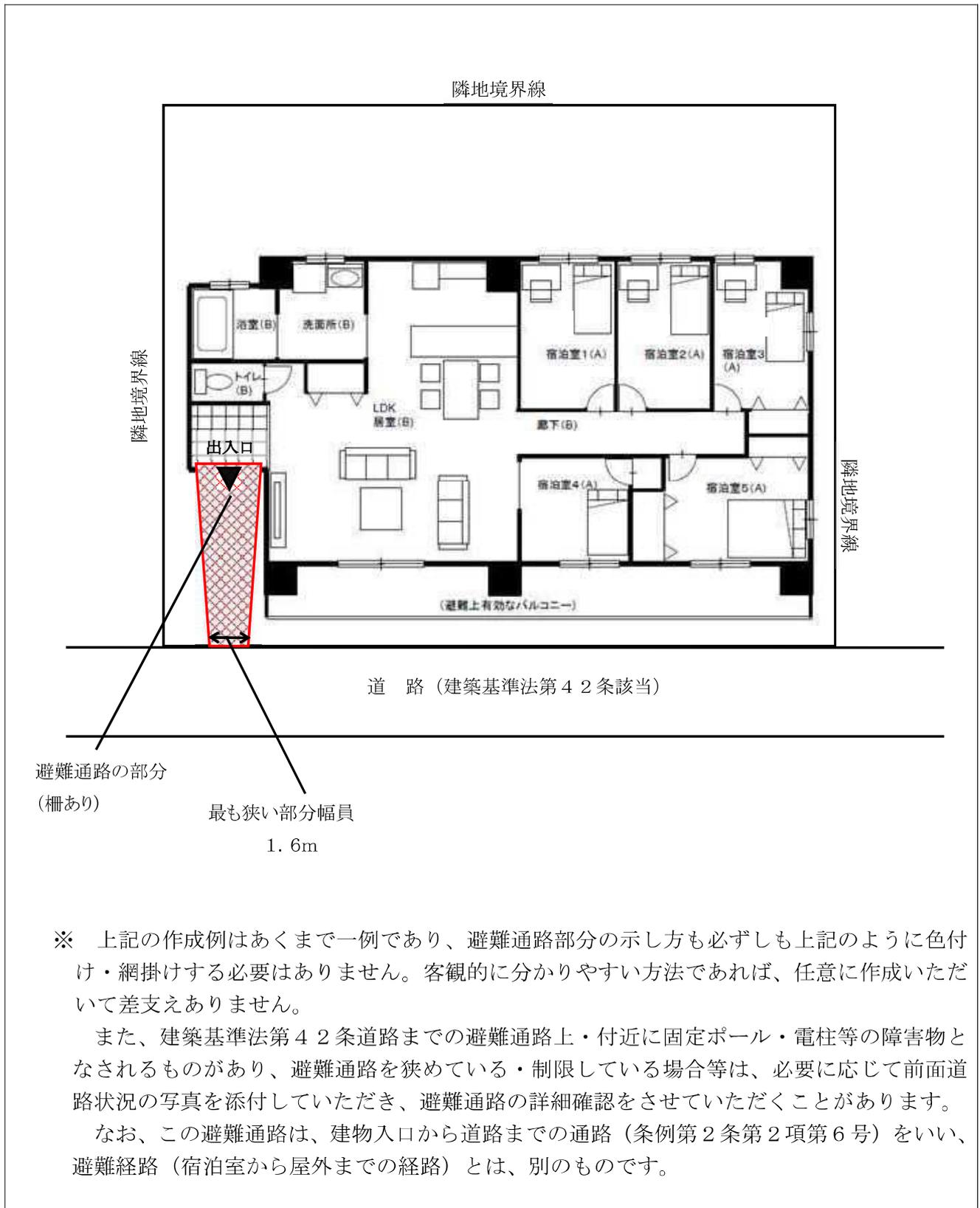
例) 緑色は国道、県道、市道等で、道路区域として幅員4m以上であることが確認できる道です。

京都市 指定道路図(参考図)

届出住宅



(避難通路の最も狭い部分の幅員を確認することができる平面図例)

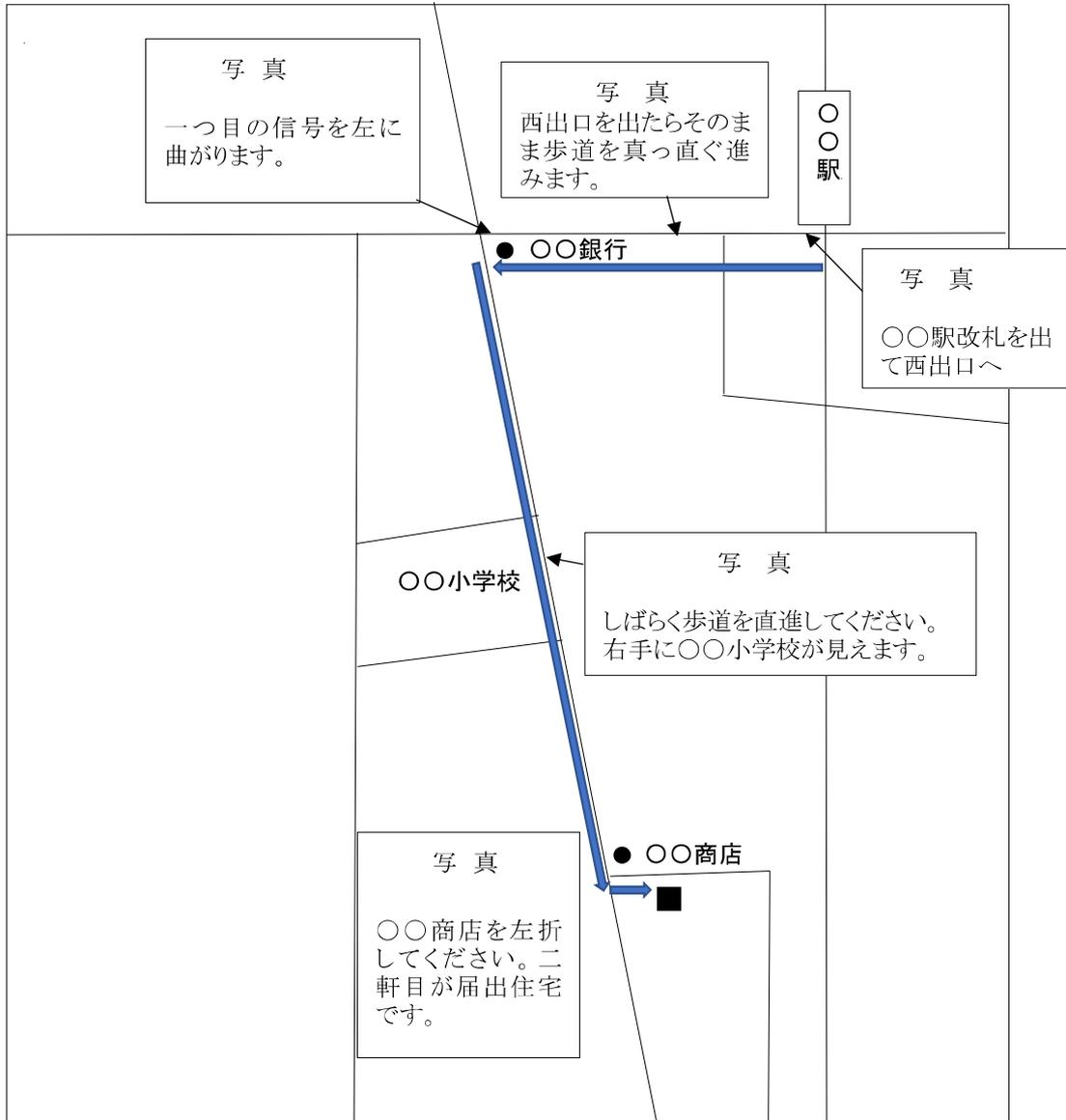


※ 上記の作成例はあくまで一例であり、避難通路部分の示し方も必ずしも上記のように色付け・網掛けする必要はありません。客観的に分かりやすい方法であれば、任意に作成いただいて差支えありません。

また、建築基準法第42条道路までの避難通路上・付近に固定ポール・電柱等の障害物となされるものがあり、避難通路を狭めている・制限している場合等は、必要に応じて前面道路状況の写真を添付していただき、避難通路の詳細確認をさせていただくことがあります。

なお、この避難通路は、建物入口から道路までの通路(条例第2条第2項第6号)をいい、避難経路(宿泊室から屋外までの経路)とは、別のものです。

最寄駅等の公共交通機関から届出住宅までの案内図例



※ 曲がり角・交差点等の目印となるところの写真があると、宿泊者が道に迷われない分かりやすい案内図となります。

宿泊者に対し、届出住宅付近の路上において、旅行かばんを引く音その他迷惑となる騒音を立てないように注意してください。

外国人宿泊者を想定される場合は、必要に応じて外国語の案内図も準備してください。